

②空家等家財等処分補助

空き家への居住や活用を促進するため、空き家の家財道具等を処分する費用の一部を補助します

○補助対象となる経費

・一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者により家財道具等を処分する費用
※特定家庭用機器リサイクル料金は、対象外です

対象経費の1/2



上限 **5** 万円

注意：必ず契約**前**に補助金の申請をしてください

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります

対象者

- 個人の空き家の所有者又は相続人であること
- 市税に滞納がないこと
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- 鹿島市内にある一戸建ての空き家（市の空家台帳登録物件）
- 一般廃棄物処理業者を利用して、家財道具等を処分する空き家
- 家財道具等処分後に居住又は空き家バンクに登録する空き家

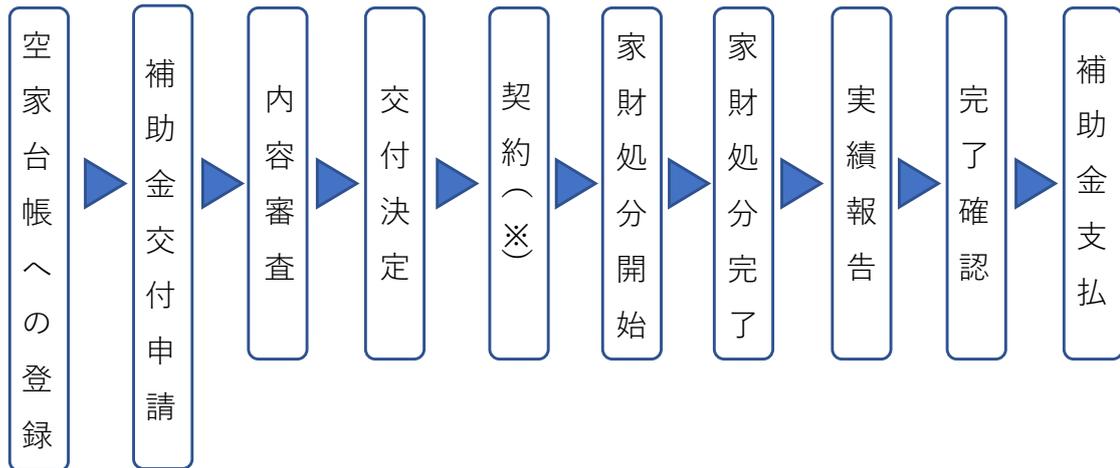
空き家の所有者等が相続登記をし、居住や空き家バンクに登録する場合には

空家等相続登記等補助が利用できます

対象経費の1/2

上限 **5** 万円

補助金交付の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です

○申請時に必要な書類 注：必ず契約前に補助金の申請をしてください

No	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	市HPからダウンロードできます
2	現在の所有者の確認ができるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可) ・名寄帳兼課税台帳(税務課で取得可) ※どちらかを提出してください
3	家財道具等の処分前の写真	処分予定物の写真を提出ください
4	見積書の写し	一般廃棄物処理業者のものを提出ください
5	市税等に滞納がないことを証明する書類	各市区町村の税担当課で取得できます 納税義務のある市区町村のものを提出ください
6	誓約書	市HPからダウンロードできます

○実績報告時に必要な書類 報告期限：3月10日まで

No	必要書類	備考
1	実績報告書	市HPからダウンロードできます
2	家財道具等を処分したことが分かる写真	処分中（作業中）及び処分完了時の写真を提出ください
3	領収書の写し	契約先から発行された領収書を提出ください
4	住民票の写し	登記後にその建物に居住される方
5	空き家バンク登録申請書の写し	登記後にその建物を空き家バンクに登録される方

佐賀県鹿島市建設住宅課 住宅係

問合せ先 ☎0954(63)3415 📠0954(63)2313

Mail : juutaku@city.saga-kashima.lg.jp